保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

（森林整備部に置く課等）

第四百六十九条　森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局にあっては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあっては七人）及び自然再生指導官二人（東北森林管理局にあっては三人、関東森林管理局にあっては四人）を置く。

森林整備課
資源活用課
技術普及課

2　（略）

3　北海道森林管理局の森林整備部においては、第一項の規定にかかわらず、次の五課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人、自然再生指導官六人及び上席自然再生指導官四人を置く。

森林整備第一課
森林整備第二課
資源活用第一課
資源活用第二課
技術普及課

（水産業体質強化推進室並びに企画官及び新規就業専門官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室並びに企画官二人及び新規就業専門官一人を置く。

2～4　（略）

（削る。）

5　（略）

（指導室）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室を置く。

2・3　（略）

（削る。）

（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

（森林整備部に置く課等）

第四百六十九条　森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局にあっては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあっては七人）及び自然再生指導官二人（東北森林管理局にあっては三人、関東森林管理局にあっては四人）を置く。

森林整備課
資源活用課
技術普及課

2　（略）

3　北海道森林管理局の森林整備部においては、第一項の規定にかかわらず、次の五課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人、自然再生指導官六人及び上席自然再生指導官四人を置く。

森林整備第一課
森林整備第二課
資源活用第一課
資源活用第二課
技術普及課

（水産業体質強化推進室並びに企画官及び新規就業専門官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室並びに企画官二人及び新規就業専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　水産制度専門官は、命を受けて、水産行政に関する制度に関する専門的事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　（略）

（指導室及び経営専門官）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室及び経営専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　経営専門官は、水産経営課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。